

処 分 基 準

令和4年2月21日作成

| |
|---|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 拠 条 項：第10条の8第3項 |
| 処 分 の 概 要：猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令 |
| 原権者（委任先）：岐阜県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第10条の8第1項～第3項（猟銃又は空気銃の保管の委託） |
| 処 分 基 準： 猟銃等保管業者が、法第10条の8第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。 |
| 問 い 合 わ せ 先：所在地を管轄する警察署生活安全課又は 警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係 (058) 271-2424 |
| 備 考： |